

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）

【応援部門】

記録写真の撮影・販売に係る説明書

1 趣旨

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）【応援部門】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

2 選定方法について

記録写真の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的に評価し、応援部門委員長を代表とする審査委員会で業者を選定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。企画書はA4判とし、形式は自由とする。

3 応募資格

<単独事業者の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）

<複数事業者による共同企業体の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) すべての構成員が<単独事業者の場合>の（2）から（5）の条件を満たすこと。
- (2) 構成員のいずれかが<単独事業者の場合>の（1）の条件を満たすこと。

また、第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

4 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）物

品販売・役務提供取扱要領」第4のアに該当し、同要領に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

5 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

6 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会公式ホームページ
<https://kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.lg.jp/>

(2) 期間

令和7年2月27日（木）9時から3月14日（金）17時まで

7 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和7年2月27日（木）から3月6日（木）までの間において、応援部門事務局に対して、書面により行うこと。

質問に対しては、原則として令和7年3月11日（火）までに書面（FAXを含む。）により回答し、その内容については、かがわ総文祭2025公式ホームページへの掲載及び第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局での文書提示の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、応援部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

8 企画書等の提出について

(1) 提出期限 令和7年3月14日（金）17時必着

(2) 提出場所 第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会応援部門事務局
担当 今井 広

〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼 1583 番地 1

香川県立高松北高等学校内

TEL 087-845-2155 FAX 087-845-2157

MAIL ouen@kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.jp

(3) 提出書類 企画書5部（任意様式）

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）

【応援部門】

写真撮影・販売に係る業務仕様書

1 業務名

第 49 回全国高等学校総合文化祭（応援部門）写真撮影等業務

2 業務内容

上記大会における写真販売に係る、撮影から販売までの業務全般

3 撮影日時・場所

(1) 撮影日時 令和 7 年 7 月 28 日（月） 17:00～18:00 交流会

令和 7 年 7 月 29 日（火） 9:30～17:20 本大会

(2) 撮影場所 ハイスタッフホール 多目的ホール・大ホール

（観音寺市観音寺町甲 1186-2）

4 一般的事項

(1) 業務の実施にあたっては、委託業者と十分な打ち合わせを行うとともに、連携を密にして進めるものとする。

(2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、具体的な事項については、委託者と受託者とが協議のうえ、円滑に業務を遂行するとともに、関係法令等に従わなければならない。

(3) 業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。

(4) 本業務に必要な資材、情報の収集及び調査等は、本業務に含まれるものとする。

5 撮影に関する仕様・留意点

(1) 各団体のスナップ写真・集合写真を撮影すること。

(2) 開・閉会式や、交流会も全て撮影すること。

(3) 業務に必要な映像機器等の搬入・搬出は、応援部門事務局との協議の上、責任をもって行うこと。

(4) 事前に参加団体（参加校）の演目・人数・出演時間など撮影業務に必要な情報のうち、主催者が提供可能なものについては主催者が取りまとめの上、撮影業者に提供する。

6 映像等の提供

大会終了後、応援部門事務局に、撮影した映像等は無償で提供すること。提供の方法等については、別途協議するものとする。

7 費用について

本件に発生する費用（使用会場の物品販売手数料を含む）は、販売ブースの設置費用（机、イス等の設置費用）を除き、全て選定業者の負担とし、第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下、実行委員会という。）は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

8 その他

- (1) 天災等やむをえない事情により、大会を中止または計画変更することがある。
- (2) 委託業務の処理に関し、受託者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受託者が損害賠償の責任を負う。
- (3) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 本契約に基づく成果物の所有権は、実行委員会への成果物の引渡し完了したときに、実行委員会へ移転するものとする。本契約に基づく成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の引渡しをもって実行委員会に譲渡されるものとする。また、著作権については、成果物に係る著作権者の著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (6) 本業務を安全・確実に実施するように努めるものとし、業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (7) 選定業者に対して、協賛の依頼を行うことがある。